## バリアフリー新法に係る特定路外駐車場の設備等に関するチェックリスト

(「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」の規定による)

項目(根拠法令)	 特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準	Fiyh	備考
 路外駐車場	1 .車いすを使用している者が円滑に利用することが		
車いす用駐車施設	できる駐車施設(車いす使用者駐車施設)を1以上		
(省令第2条)	設けているか		
(	2.車いす用駐車施設は次の基準を満たしているか		
	幅は 350cm 以上あるか		
	車いす用駐車施設又はその付近に、車いす		
	用駐車施設の表示をしているか		
	省令第3条に規定する路外駐車場移動等円		
	音マ弟 3 赤に焼足 9 3 路外駐車場停勤等口 滑化経路の長さが、できるだけ短くなる位		
	用 に 設けられているか		
	直に放けられているが、		
면 시 타 늄 H 121 최 설			
路外駐車場移動等	1.車いす用駐車施設から道又は公園、広場その他の		
円滑化経路 (省令第3条)	空地までの経路のうち1以上が、高齢者や障害者等が四次に利用できる経路が開発した。		
(日マポラボ)	が円滑に利用できる経路(路外駐車場移動等円滑化		
	経路)となっているか		
	2.路外駐車場移動等円滑化経路は、次の基準を満た		
	しているか		
	経路上に段を設けていないか		ただし、傾斜路を併設
	経路を構成する出入口の幅は 80cm 以上あ		している場合は段を設
	るか		けてもよい
	経路を構成する通路は次の基準を満たして		
	いるか		
	(1)幅は 120cm 以上あるか		
	(2)50m以内ごとに車いすの回転できる場		
	所があるか		M
	経路を構成する傾斜路 は次の基準を満た		段に代わるもの又は、
	しているか		段に併設するものに限
	(1)段に代わって設置している傾斜路の		<b>ర</b>
	場合、幅は 120cm 以上あるか		

項目(根拠法令)	特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準	チェック	備考
	段に併設している傾斜路の場合、幅は		
	90㎝ 以上あるか		
	(2)勾配は 1/12 ( 高さが 16cm 以下のもの		
	については 1/8 ) を超えていないか		
	(3)高さが 75cm を超え、かつ勾配が 1/20		
	を超える場合、高さ 75cm 以内ごとに踏		
	幅 150cm 以上の踊場を設けているか		
	(4)次の(イ)又は(ロ)の条件に該当する傾		
	斜路がある部分に手すりを設けている		
	か		
	(1)勾配が 1/12 を超える傾斜		
	(D)高さが 16cm を超え、かつ勾配が		
	1/20 を超える傾斜		
特殊の装置	1.国土交通大臣が認める特殊の装置に該当するもの		ある場合、国土交通
(省令第4条)	があるか		大臣の認定書の写し
			を添付